

(2) 令和5年度碧南市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

1. ニーズの変化をとらえた保育・教育の確保

【教育・保育】

1. 幼児期の教育・保育

【事業内容】

保護者の代わりに就学前の子どもの保育・教育を担う施設として、保育園・幼稚園事業を行っています。

【利用状況】

(1) 保育所の利用状況

| (単位:人) | 令和 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 0歳 | 20(63) | 18(66) | 28(69) | 20(64) | 21(67) |
| 1歳 | 163(182) | 149(171) | 137(164) | 168(201) | 150(201) |
| 2歳 | 203(213) | 218(239) | 241(248) | 237(258) | 266(271) |
| 3歳 | 456(460) | 415(423) | 438(440) | 431(445) | 446(453) |
| 4歳 | 456(455) | 473(465) | 425(422) | 447(456) | 446(445) |
| 5歳 | 454(457) | 463(459) | 469(466) | 432(428) | 460(459) |
| 合計 | 1,752(1,830) | 1,760(1,823) | 1,738(1,809) | 1,735(1,852) | 1,789(1,896) |
| 定員数 | 1,975 | 1,975 | 1,975 | 1,975 | 1,975 |
| 所数 | 15 | 15 | 15 | 16 | 16 |

※各年度4月1日現在。()は各年度3月1日現在。令和5年度は1月1日現在

(2) 幼稚園の利用状況

| (単位:人) | 令和 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 3歳 | 151 | 142 | 136 | 128 | 120 |
| 4歳 | 161 | 148 | 157 | 140 | 132 |
| 5歳 | 175 | 165 | 153 | 157 | 144 |
| 合計 | 487 | 455 | 446 | 425 | 396 |
| 園数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

※各年度5月1日現在

(3) 待機児童の状況

| (単位:人) | 令和 元年度 | 2年度 | 2年度 | 3年度 | 5年度 |
|--------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 3歳未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3歳以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※各年度4月1日現在

(4) 計画期間内の量の見込みと提供体制と実績

| | | (単位:人/日) | 令和 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 12月末 |
|-----------------------|--------------------|-----------------|-----------|-------|-------|-------|-------------|
| 量 の 見 込 み | 0歳 | ①<3号認定>(保育所) | 73 | 50 | 52 | 61 | 62 |
| | | ②<3号認定>(認定こども園) | 0 | 15 | 15 | 19 | 18 |
| | 1・2歳 | ③<3号認定>(保育所) | 375 | 331 | 345 | 351 | 353 |
| | | ④<3号認定>(認定こども園) | 0 | 72 | 75 | 95 | 96 |
| | 3歳～ | ⑤<1号認定>(幼稚園) | 444 | 463 | 462 | 452 | 457 |
| | | ⑥<2号認定>(幼稚園) | — | 32 | 32 | 31 | 32 |
| | | ⑦<1号認定>(保育所) | — | — | — | — | — |
| | | ⑧<2号認定>(保育所) | 1,328 | 1,161 | 1,160 | 1,097 | 1,088 |
| | | ⑨<1号認定>(認定こども園) | 0 | 13 | 14 | 22 | 23 |
| | | ⑩<2号認定>(認定こども園) | 0 | 134 | 133 | 196 | 197 |
| | ①+③+⑦+⑧(保育所利用計) | | 1,776 | 1,542 | 1,557 | 1,509 | 1,503 |
| | ⑤+⑥(幼稚園利用計) | | 444 | 495 | 494 | 483 | 489 |
| | ②+④+⑨+⑩(認定こども園利用計) | | 0 | 234 | 237 | 332 | 334 |
| 合計 | | 2,220 | 2,271 | 2,288 | 2,324 | 2,326 | |
| 提 供 体 制 | 0歳 | ①<3号認定>(保育所) | 67 | 67 | 67 | 67 | 67 |
| | | ②<3号認定>(認定こども園) | 15 | 15 | 15 | 21 | 21 |
| | 1・2歳 | ③<3号認定>(保育所) | 359 | 359 | 359 | 359 | 359 |
| | | ④<3号認定>(認定こども園) | 82 | 82 | 82 | 112 | 112 |
| | 3歳～ | ⑤<1号認定>(幼稚園) | 860 | 860 | 860 | 860 | 860 |
| | | ⑥<2号認定>(幼稚園) | — | — | — | — | — |
| | | ⑦<1号認定>(保育所) | — | — | — | — | — |
| | | ⑧<2号認定>(保育所) | 1,289 | 1,289 | 1,289 | 1,164 | 1,164 |
| | | ⑨<1号認定>(認定こども園) | 27 | 27 | 27 | 42 | 42 |
| | | ⑩<2号認定>(認定こども園) | 136 | 136 | 136 | 210 | 210 |
| ①+③+⑦+⑧(保育所利用計) | | 1,715 | 1,715 | 1,715 | 1,590 | 1,590 | |

| | | | | | | | |
|----|--------------------|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | ⑤+⑥(幼稚園利用計) | 860 | 860 | 860 | 860 | 860 | |
| | ②+④+⑨+⑩(認定こども園利用計) | 260 | 260 | 260 | 385 | 385 | |
| | 合計 | 2,835 | 2,835 | 2,835 | 2,835 | 2,835 | |
| 実績 | 0歳 | ①<3号認定>(保育所) | 48 | 60 | 53 | 49 | 49 |
| | | ②<3号認定>(認定こども園) | 15 | 6 | 17 | 16 | 18 |
| | 1・2歳 | ③<3号認定>(保育所) | 323 | 342 | 355 | 357 | 360 |
| | | ④<3号認定>(認定こども園) | 72 | 70 | 64 | 106 | 117 |
| | 3歳～ | ⑤<1号認定>(幼稚園) | 481 | 465 | 456 | 437 | 397 |
| | | ⑥<2号認定>(幼稚園) | — | — | — | — | — |
| | | ⑦<1号認定>(保育所) | — | — | — | — | — |
| | | ⑧<2号認定>(保育所) | 1,026 | 1,013 | 1,012 | 1,024 | 1,020 |
| | | ⑨<1号認定>(認定こども園) | 12 | 23 | 20 | 10 | 43 |
| | | ⑩<2号認定>(認定こども園) | 165 | 148 | 157 | 177 | 191 |
| | | ①+③+⑦+⑧(保育所利用計) | 1,397 | 1,415 | 1,420 | 1,430 | 1,429 |
| | | ⑤+⑥(幼稚園利用計) | 481 | 465 | 456 | 437 | 397 |
| | | ②+④+⑨+⑩(認定こども園利用計) | 264 | 247 | 258 | 309 | 369 |
| | | 合計 | 2,141 | 2,127 | 2,134 | 2,176 | 2,195 |

【事業の成果等】

本市には5つの幼稚園と13の保育園、3つの幼保連携型認定こども園が整備されております。

現在のところ待機児童は発生しておりませんが、近年、0～2歳児の入所希望者が増加していること、保育士の確保が難しいことなど、受入体制を維持することが難しくなってきております。

そのため、入所の希望に添えるよう提供体制を整えていける施策を行っていく必要があります。

【 地域子ども・子育て支援事業 】

1. 時間外保育事業

【事業内容】

保護者の方の就労状況などにより、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業です。8時～16時を基本保育時間としつつ、早朝保育（8時以前）・長時間保育（16時以降）を実施しています。

【利用状況】

時間外保育事業（18時以降）の利用状況（申込者数）

| （単位：人／日） | 平成 | | | | 令和 |
|----------|------|------|------|------|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 時間外保育事業 | 200 | 180 | 207 | 210 | 227 |

【量の見込み】

計画期間内の量の見込みと提供体制と実績

| （単位：人／日） | 令和 | | | | |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
| 量の見込み | 236 | 234 | 232 | 233 | 232 |
| 提供体制 | 236 | 234 | 232 | 233 | 232 |
| 実績 | 221 | 197 | 199 | 197 | - |

※令和5年度は令和5年12月31日現在

【事業の成果等】

公立保育園、私立保育園及び認定こども園では、基本保育時間の8時から16時を超えて子どもを預かる早朝及び長時間保育を実施しています。令和4年度1月末の18時以降の利用申込者は全体の約10.5%となっております。昨年と比較して減少していますが、今後も提供体制の確保を図ってまいります。

2. 一時預かり事業

【事業内容】

幼稚園の一時預かりは、「預かり保育」と呼ばれ、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業です。保育園の一時預かりは、保護者の不定期の就労等や私的理由により、一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業です。

【利用状況】

一時預かり事業の利用状況

| (単位:回/年) | 平成 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 27年度 | | | | 元年度 |
| 幼稚園の預かり保育 | 12,367 | 14,702 | 16,355 | 17,054 | 19,712 |
| 不定期の利用 | 7,644 | 8,213 | 8,668 | 9,508 | 12,592 |
| 定期利用 | 4,723 | 6,489 | 7,687 | 7,546 | 7,120 |
| 上記以外の一時預かり (就労・私的利用) | 3,626 | 3,206 | 2,579 | 2,590 | 2,785 |

【量の見込み】

計画期間内の量の見込みと提供体制と実績

| | (単位)回/年 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 |
|-------|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
| 量の見込み | 幼稚園の預かり保育 | 20,905 | 20,873 | 20,442 | 20,635 | 20,453 |
| | 不定期の利用 | 11,747 | 11,729 | 11,487 | 11,595 | 11,493 |
| | 定期利用 | 9,158 | 9,144 | 8,955 | 9,040 | 8,960 |
| | 上記以外の一時預かり (就労・私的利用) | 2,599 | 2,544 | 2,524 | 2,533 | 2,517 |
| 提供体制 | 幼稚園の預かり保育 | 20,905 | 20,873 | 20,442 | 20,635 | 20,453 |
| | 不定期の利用 | 11,747 | 11,729 | 11,487 | 11,595 | 11,493 |
| | 定期利用 | 9,158 | 9,144 | 8,955 | 9,040 | 8,960 |
| | 上記以外の一時預かり (就労・私的利用) | 2,599 | 2,544 | 2,524 | 2,533 | 2,517 |
| 実績 | 幼稚園の預かり保育 | 16,381 | 15,626 | 14,754 | 9,883 | - |
| | 不定期の利用 | 9,666 | 9,318 | 8,497 | 6,358 | - |
| | 定期利用 | 6,715 | 6,308 | 6,257 | 3,525 | - |
| | 上記以外の一時預かり (就労・私的利用) | 1,990 | 2,785 | 1,758 | 1,222 | - |

※令和5年度は令和5年12月31日現在

【事業の成果等】

幼稚園での預かり保育は市内全幼稚園で行っております。8時から9時および、14時30分から16時30分まで子どもを預けることができ、就労による定期利用と冠婚葬祭や保護者の疲労など私的理由による不定期利用があります。減少傾向ではあるものの、就労や育児疲れの解消など一定のニーズがあることから提供体制の確保をしております。

保育園での一時預かりは「プチ保育」として実施しており、市内8箇所（※）の保育園・認定こども園で実施しております。

※令和5年12月31日現在、1箇所休止中

3. 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病児保育は、普段保育園等に通っている子どもが病気にかかり、集団保育が困難となった場合、医療設備の整った場所で子どもを預かる事業です。

病後児保育は、病気の回復期であるが通園が困難であり、親の就労等により家庭での保育が困難な子どもを預かる事業です。

【利用状況】

病児・病後児保育事業の利用状況

| (単位) 回/年 | 平成 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 元年度 |
|-------------|------------|------|------|------|-----------|
| 病児・病後児保育事業 | 3 | 11 | 10 | 256 | 438 |

【量の見込み】

計画期間内の量の見込みと提供体制と実績

| (単位) 回/年 | 令和 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み | 461 | 459 | 457 | 456 | 454 |
| 提供体制 | 461 | 459 | 457 | 456 | 454 |
| 実績 | 104 | 219 | 321 | 290 | - |

※令和5年度は令和5年12月31日現在

【事業の成果等】

現在市内の2ヶ所の小児クリニック内にて病児保育室を運営しており、各施設1日に4名まで受け入れ可能となっています。令和4年度においては、コロナの落ち着きと共に、保護者の出勤が増えたためか、利用登録児童は295名、利用実績は延321名で、登録児童数、利用者数共に増加傾向となっています。令和5年度においては、令和5年12月末現在の利用実績は290名であり、利用者が増加傾向となっています。病名としては、急性上気道炎、咽頭炎、気管支炎が全体の半数を占めています。

4. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業内容】

子育て援助活動支援事業は、乳幼児や小学生等の子どもをもつ保護者を依頼会員と、地域において育児に関する援助をしたい協力会員が、それぞれ相互援助活動を行う事業です。

【利用状況】

ファミリー・サポート・センターの利用状況

| (単位) 回/年 | 平成 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------|------------|-------|-------|-------|-----------|
| ファミリー・サポート・センター | 1,353 | 1,718 | 2,051 | 2,070 | 1,411 |

【量の見込み】

計画期間内の量の見込みと提供体制と実績

| (単位) 回/年 | 令和 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 2,022 | 2,012 | 2,011 | 1,997 | 1,995 |
| 提供体制 | 2,022 | 2,012 | 2,011 | 1,997 | 1,995 |
| 実績 | 1,191 | 1,089 | 956 | 856 | - |

※令和5年度は令和5年12月31日現在

【事業の成果等】

本市のファミリー・サポート・センターは、現在、214名（依頼会員169名、協力会員37名、両方会員8名）の登録があります。

令和4年度は、956回のうち保育園・幼稚園・習い事の送迎が696回、児童の預かりが198回、その他病気時等の援助が62回となっています。

また、令和5年12月末では856回となっており、昨年度同時期と比較して、子供の習い事等の援助及び保護者の外出の場合の援助が増加しています。

2. 子どもの放課後等の居場所づくり

【地域子ども・子育て支援事業】

1. 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後、就労等で保護者が家庭にいない小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的として児童クラブを実施する事業です。

【利用状況】

放課後児童健全育成事業の利用状況

※登録者数（年間平均）

| | （単位） | 平成 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 |
|--------|------|------|------|------|------|-----|
| | | 27年度 | | | | 元年度 |
| 放課後児童 | 人／日 | 577 | 630 | 682 | 747 | 730 |
| 健全育成事業 | クラブ数 | 15 | 17 | 17 | 17 | 18 |

【量の見込み】

計画期間内の量の見込みと提供体制と実績

※登録者数（年間平均）

| （単位：人／日） | | 令和 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 2年度 | | | | |
| 量の見込み | 低学年 | 618 | 649 | 667 | 657 | 656 |
| | 高学年 | 157 | 161 | 169 | 181 | 186 |
| 提供体制 | | 920 | 920 | 920 | 920 | 920 |
| 実績 | 低学年 | 544 | 549 | 562 | 539 | - |
| | 高学年 | 147 | 137 | 136 | 120 | - |
| | 計 | 691 | 686 | 698 | 659 | - |
| | クラブ数 | 17 | 17 | 17 | 17 | - |
| | 待機児童 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |

※令和5年度は令和5年12月31日現在

【事業の成果等】

小学校入学を契機に就労する保護者の増加に伴い、低学年の利用希望者は年々増加しています。そのため、少子化で子どもの人数は減少していますが、今後も利用希望児童は減少しないことが予測されます。特に夏休みまでの利用希望児童が多く、夏休み明けは徐々に減りますが、増加時も安定的な受入れを行うため、引き続き支援員確保に努めてまいります。

2. 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業内容】

ショートステイとは、保護者の疾病等の身体的もしくは精神的理由、環境上の理由により家庭において児童を養育できない場合に、トワイライトステイとは、仕事その他の理由により平日夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合、その他緊急の必要がある場合に一時預かりを行う事業です。

【利用状況】

子育て短期支援事業の利用状況

| (単位:回/年) | | 平成 | | | | 令和 |
|---------------|-----------|------|------|------|------|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 子育て短期 支援事業 | ショートステイ | 0 | 0 | 0 | 9 | 0 |
| | トワイライトステイ | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【量の見込み】

計画期間内の量の見込みと提供体制と実績

| (単位:回/年) | | 令和 | | | | |
|----------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
| 量の見込 | | 72 | 72 | 71 | 71 | 71 |
| 提供体制 | | 72 | 72 | 71 | 71 | 71 |
| 実績 | ショートステイ | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| | トワイライトステイ | 0 | 0 | 0 | 0 | - |

※令和5年度は令和5年12月31日現在

【事業の成果等】

令和4年度はショートステイ、トワイライトステイ共に利用がありませんでした。令和5年12月末現在においても利用はありません。保護者のリフレッシュや、仕事の都合により利用を検討している等の問い合わせはありましたが、結果的には、親族や知人など、子どものことをよくわかっている人に預けることを選択され、利用には至りませんでした。

3. 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

地域子育て支援拠点事業は、「子育て支援センター」とも呼ばれ、公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【利用状況】

地域子育て支援拠点事業の利用状況

| | (単位) | 平成 | | | | 令和 |
|-------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 回/月 | 4,038 | 3,971 | 3,397 | 3,449 | 2,938 |
| | 箇所数 | 10 | 10 | 10 | 10 | 11 |

【量の見込み】

計画期間内の量の見込みと提供体制と実績

| | (単位) | 令和 | | | | |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
| 量の見込み | 回/月 | 4,248 | 4,206 | 4,230 | 4,218 | 4,204 |
| | 箇所数 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 提供体制 | 回/月 | 4,248 | 4,206 | 4,230 | 4,218 | 4,204 |
| | 箇所数 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 実績 | 回/月 | 1,385 | 1,648 | 1,750 | 2,038 | - |
| | 箇所数 | 11 | 11 | 12 | 12 | - |

※令和5年度は令和5年12月31日現在

【事業の成果等】

5保育園・3認定こども園及び2児童センター、2こどもプラザの12ヶ所において子育て支援センターを運営しています。各センターでは、親子が気軽に参加でき、共に楽しみ、児童の成長を実感できるような行事を定期的で開催しており、行事開催日は特に参加者が増加している傾向があります。

また、子育て支援センターでの育児相談は、令和5年度は12月末までで551件あり子育て中の親が気軽に相談できる場所となっています。

4. 利用者支援事業

【事業内容】

利用者支援事業は新制度に伴い新たに法定化された事業で、子どもとその保護者が、さまざまな教育・保育事業や地域子育て支援事業の中から適切なサービスを選択するため、身近な地域に専属のコーディネーターを配置し、支援していくものです。

【量の見込み】

計画期間内の量の見込み

| (単位) | | 令和 | | | | |
|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 箇所 | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
| 量の見込み | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 提供体制 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 実績 | 基本型 | 1 | 1 | 1 | 1 | - |
| | 母子保健型 | 1 | 1 | 1 | 1 | - |

※令和5年度は令和5年12月31日現在

【事業の成果等】

本市では、行政窓口で一元的に保育園・幼稚園の入園の相談を始め、子育てに関するあらゆる相談や受付、子育て情報のLINE配信等情報提供・支援を行っています。また、保健センターでは、利用者支援事業母子保健型を実施し、「碧南市子育て世代包括支援センター」を置き、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援のワンストップ拠点として、利用者支援事業基本型と連携を図り、事業を実施しています。

具体的には、母子健康手帳の交付時のアンケートと個別面接から、今後の支援の必要性を検討し、医療機関への情報提供や妊娠中又は産後の継続支援につなげています。

5. 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

全出生児に対して「赤ちゃんお誕生おめでとう」として生後2か月前後に母子保健推進員又は保健師が訪問しています。子育てに関する情報提供などを行うと共に、母親の育児状況や養育環境などの把握を行い支援が必要な家庭に対し適切な支援につなげます。また、適切な子育てのために定期的な支援が必要な家庭については養育支援訪問事業につなげています。

【利用状況】

乳幼児家庭全戸訪問事業の利用状況

| (単位) 人 | 平成 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 元年度 |
|------------|------------|------|------|------|-----------|
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 606 | 564 | 592 | 574 | 559 |

【量の見込み】

計画期間内の量の見込みと提供体制と実績

| (単位) 人 | 令和 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-----------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み | 593 | 591 | 589 | 588 | 585 |
| 提供体制 | 593 | 591 | 589 | 588 | 585 |
| 実績 | 536 | 529 | 540 | 383 | - |

※令和5年度は令和5年12月31日現在

【事業の成果等】

赤ちゃんお誕生おめでとう訪問は市民に定着し、母子保健推進員の協力により訪問が実施できています。母子保健推進員の訪問の様子と産後うつアンケート（エジンバラ産後うつアンケート）の結果などから、保健師が次の支援につなげています。また、病院などからの情報提供があれば、職員が訪問するなど適切な時期に訪問し、適切な支援につながっています。

6. 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援訪問が必要だと判断した家庭に対して、養育支援訪問員（保健師等）が定期的に訪問し、養育に関する助言や指導・相談を行っています。

【利用状況】

養育支援訪問事業の利用状況

| (単位) 人 | 平成 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------|------------|------|------|------|-----------|
| 養育支援訪問事業 | 0 | 2 | 1 | 3 | 2 |

【量の見込み】

計画期間内の量の見込みと提供体制と実績

| (単位) 人 | 令和 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-----------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 提供体制 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |

※令和5年度は令和5年12月31日現在

【事業の成果等】

育児の適切な方法がわからない等育児に不安を持つ親に対し、育児支援のため、関係する機関がそれぞれの役割を持ち支援計画に基づいた定期的な家庭訪問を通して支援をしています。

当市では、子育てにおいて支援が必要な家庭はありますが、家族などの周りの支援を適切に受けることができる家庭が多く、養育支援訪問事業の必要とする家庭は少ない現状です。

7. 妊婦に対する健康診査

【事業内容】

母子健康手帳交付時に、医療機関で行われる健診の受診票を交付し、妊婦健康診査の費用を補助しています。

【利用状況】

妊婦に対する健康診査の利用状況

| (単位:人) | 平成 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 元年度 |
|------------|------------|------|------|------|-----------|
| 妊婦に対する健康診査 | 593 | 646 | 601 | 608 | 582 |

【量の見込み】

計画期間内の量の見込みと提供体制と実績

| (単位:人) | 令和 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|--------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み | 593 | 591 | 589 | 588 | 585 |
| 提供体制 | 593 | 591 | 589 | 588 | 585 |
| 実績 | 570 | 558 | 542 | 332 | - |

※令和5年度は令和5年12月31日現在（11月健診実施分まで）

【事業の成果等】

妊婦健康診査受診票を交付することで、母子健康手帳の交付を速やかに受け、適切な受診につながっています。

8. 実費徴収に係る補足給付事業（新1号認定、新2号認定、新3号認定）

【事業内容】

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、私学助成幼稚園に通う低所得世帯児及び第3子以降児（小学3年生までの児童が3人以上いる世帯の児童のうち3人目以降の児童）について実費徴収された給食費（副食材料費）について4,500円を限度に助成します。

【量の見込み】

計画期間内の量の見込みと提供体制と実績

| （単位：人） | 令和 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|--------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 提供体制 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 実績 | 5 | 6 | 6 | 9 | - |

※令和5年度は令和5年12月31日現在

【事業の成果等】

実費徴収に係る補足給付事業により、私学助成幼稚園に通う低所得世帯児及び第3子以降児に対し適切に助成を実施しています。

【子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保】

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、私学助成幼稚園の利用料等、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案して適切に実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と緊密に調整を行い、連携を取っていきます。

【 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進 】

本市では、市内に幼稚園5箇所、保育園13箇所、認定こども園3箇所が整備されています。保育現場では、各年齢や発達に合わせた生活習慣の体得や様々な体験が豊富に得られるような保育内容を構成し、幼児期にふさわしい生活や遊びの環境整備や運営を推進しています。幼稚園・保育園等職員合同の保育内容や実技研修、コンプライアンス研修、事故予防研修、障害児研修、公開保育等の多岐にわたる様々な研修を行い、保育及び幼児教育の資質向上を図っています。

また、幼児教育・保育から学校教育への円滑な移行を図るため、小学校と連携し、学校見学や体験等の交流を行っています。幼保小の円滑な連携を推進するための架け橋プログラムに関しては、今後、学校教育課の協力を得ながら踏み込んだ取り組みができるよう努めていきたいと考えています。

今後も社会情勢の変化や保護者のニーズ、国の動向を注視し、提供体制を整えていきます。

【 子育て支援施策の充実を図るための関連施策 】

1. 産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産後休暇及び育児休業後の保育の利用状況は、現時点で円滑に実施できています。今後も、保育サービス等の情報をホームページや広報を通してわかりやすく市民に伝えるとともに、出産を控えた母親への情報提供の充実を図ります。

2. 市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備

各保育園において保育士が本来の保育業務に専念できるように、保育アシスタントを設置するための補助をするなど、保育環境整備の推進を行っております。

また、安全な保育環境の整備、保育の質の向上を図るため、放課後児童支援員や子育て支援員の資格取得を推進しています。

放課後子ども教室は、棚尾小学校にて毎週水・木・金曜日に開設しています。小学1～3年生の参加登録児童（R5 59名）が希望した曜日に参加しています。指導員のもとで宿題や外遊び等の活動を行っています。

3. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

要保護児童（家庭）については、支援の必要な家庭について定期的な訪問など行っています。令和4年度では、全体で799件（養護744件、保健16件、非行17件、育成18件、その他4件）の相談や支援を行いました。そのうち児童虐待のみでは、47名（身体的虐待11名、ネグレクト24名、性的虐待3名、心理的虐待9名）の相談がありました。令和5年度12月末現在では、全体で630件（48名）の相談、支援を行っています。保護者の精神疾患等による養育能力不足やネグレクト、身体的虐待など、児童だけでなく保護者を含めたケアや支援が必要な家庭が増えています。

令和5年4月に子ども家庭庁が設置され、今後は子育て世代包括支援センター（健康課）と子ども家庭総合支援拠点（こども課）が連携して、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置が求められています。今後も発達支援事業（福祉課）との連携を強化し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に児童虐待だけでなく、それぞれの子どもや家庭が必要としている支援に繋げていきます。また、児童相談センターを始め母子・父子自立支援員や学校・保健師・主任児童委員・警察等関係機関とも綿密な情報共有と連携を図りながら必要な支援を行っています。

4. 労働者の職業生活と家庭生活との両立支援

妊娠中の夫婦を対象に「パパママ教室」を開催しています。令和4年度には、31組63名のご夫婦等が参加されました。夫婦で参加し、子育てについて夫婦で考えるきっかけづくりとして講師による話などを取り入れ、夫婦間のコミュニケーションの大切さ、夫婦が協同して子育てに係わり、喜びを感じることができるよう支援しています。また、「赤ちゃんの泣き」について泣き声の感じ方を通して、その対応方法などを伝え、産後うつや虐待につながることをないように、情報提供を行っています。

また、病児保育室では、一時は新型コロナ感染症拡大により利用児童数が大きく落ち込みましたが、新型コロナ5類以降後は少しずつ利用者数が増えてきました。今後も医療機関と協力しながら、ワーク・ライフ・バランスの推進を目指します。

5. ひとり親家庭の自立支援

令和4年度において児童扶養手当等の受給申請をしているひとり親家庭は、479世帯、児童約732名で若干減少傾向となっています。その内児童扶養手当を受給している家庭は、388世帯、児童606名となっており、全体の8割となっています。

ひとり親家庭の経済的自立を支援するための取り組みとして、母子・父子自立支援員による生活や就労の相談事業を実施しています。令和4年度では、247件の生活相談

があり、そのうち43件が自立支援相談を受けています。

また、令和4年度には、自立支援教育訓練給付金の高等職業訓練促進給付金を3名が利用し、正看護師、介護福祉士、社会保険労務士の資格取得を目指しています。資格取得や特技習得が自立への大きな助けとなることから、今後も自立支援教育訓練給付金事業の積極的な活用により、早期自立に向けて支援を行います。

6. 多様性を尊重する保育環境の整備

幼稚園及び保育園においては障害児（3歳以上児）の受入を行っています。子どもの発達の度合いにあわせ、保育者と子どもの比率を1：4から1：1まで加配を行い、子どもが地域で安全かつ充実した生活が過ごせる環境を整えていきます。また、療育が必要な子どもについては、親子通所施設「にじの学園」にて子どもの発達等に応じた療育を行い、保護者の身体的・精神的な育児負担の軽減を図っています。

18歳未満の子どもの発達に関する相談や支援の窓口である福祉課発達支援係では、児童発達支援ネットワーク事業を実施しております。支援者向けに、幼稚園・保育園・認定こども園及び市内小中学校、児童クラブへ巡回し、子どもの気になる行動に対しての原因究明や支援方法の提案をしております。これにより支援者が子どもの特徴や支援方法を理解することで、子どもにもよい影響を与えています。支援者向けの研修を基礎、中級、応用とプログラム化し、支援者のスキルアップを図っています。

保護者向けには専門職による発達相談を実施し、子どもの特徴への理解と家庭等でできる対応についてアドバイスをしており、令和4年度は243件の相談を受けました。保護者向け講習会では、子育てに難しさを感じる保護者が子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学ぶペアレントプログラムや、子どもの関わり方の気づきを得る発達支援講座などを実施し、延べ91名の方が受講されました。

また、子どもの発達に不安を持つ保護者とその子どもに対して、親子支援事業を実施しています。これは、発達が気になる2、3歳の子どもとその保護者に対して、週1回、5ヶ月間、親子活動や設定療育、親のグループワーク等を通じて、子どもの成長を促し、保護者が子どもの個性にあった育て方を学び、子育ての困難さの解消を図ることを目的としたものです。令和4年度は、延べ41組（82名）が参加されました。

今後も引き続ききめ細やかな保育・療育を行っていくとともに、関係部署との連携を図り、早期支援・専門支援を継続していきます。